

# 令和 2 年度事業計画書

自 令和 2 年 7 月 1 日

至 令和 3 年 6 月 30 日

## 1. はじめに

思いもかけない感染症に襲われた現代社会、予防方法は人との接触を極力避けること。非常に原始的な措置に戸惑いを感じるとともに、地球上で行われているウイルスを含むすべての営みを身近に感じる事となりました。

この不自由さを克服するために、適切且つ柔軟な対応を取り、将来の業務のあり方を模索し、実行していく 1 年としていきたいと考えます。

## 2. 協会の運営について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な対応を取ります。

Web 会議の実施をはじめとする IT 通信を使った連絡体制の整備を図り、今後の意思疎通手段の確保としていきたい。

公益社団法人の法人格を前提に物事を考え、「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を推進していくことに努力します。

公益法人の根幹であります、遵法精神・情報公開を実施して参ります。

・定款、役員報酬に関する規則、監事報酬に関する規則、事業計画書、予算書、事業報告書、貸借対照表等の決算報告書、社員名簿の公開

以上の情報を公開します。

また、個人情報の適切な管理を実行します。

組織の強化のために、社員の増加と財務体質の強化を継続します。

新型コロナウイルス感染症について、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに日本土地家屋調査士会連合会及び秋田県土地家屋調査士会との情報交換を行い、公益法人インフォメーションの情報などに従い、活動していきます。

さらに、委託先との綿密な意思疎通を図り、コロナ対策に適した柔軟な対応をしていきます。

## 3. 公益目的事業について

本協会の公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を推進します。並びに

土地家屋調査士の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての使命を果たします。

土地家屋調査士としての品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行います。

### **【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】**

公共嘱託登記業務を適切に処理することにより、公共事業や官公署等の所有地の有効利用の事業促進に寄与し、その効果は不特定多数の国民にその反射的利益が及びます。その結果は登記情報として公開され、公益に資することになります。公益法人としての意識を忘れずに業務致します。

また、自然災害等の被災地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会に対応し、できる限り受託して登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行うこととしております。

そのため、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備して参ります。

### **【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】**

14年間継続受注しております、秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条に規定されている地図の作成作業は、昨年度の基準点作業に続き、秋田市土崎港中央一丁目、二丁目及び四丁目の境界確認・地図作成作業を実施いたします。秋田市北部の中心地であり、古くからの市街地であります。今までの経験を生かし地図作成を完成させたいと思います。

### **【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】**

公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談は随時無料で実施します。

### **【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】**

コロナウイルスによる新感染症により、見通しが立たない状況であるが、状況を適切に判断し、可能であれば次の事業を実施したい。

外部講師などによる研修会は、官公署等の職員とともに知識を修得する機会であり、社員及び協会の公益法人としての熟度を高めるものであります。

### **【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】**

災害時の罹災証明書発行の迅速化、並びに不動産登記及び境界問題等の相談に資するため、秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務」を公益目的事業として活動しております。罹災証明書の発行につきましては、市町村職員の現地調査の補助業務を行います。

以上、事業計画書といたします。